

○職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例

平成 13 年 4 月 1 日

条例第 12 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 55 条の 2 第 6 項の規定に基づき、職員が給与を受けながら職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる場合を定めることを目的とする。

(職員団体のための職員の行為の制限の特例)

第 2 条 職員は、次の各号に掲げる場合、又は期間に限り給与を受けながら職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。

- (1) 法第 55 条第 8 項の規定に基づき、適法な交渉を行う場合
- (2) 休日(特に勤務を命ぜられた場合を除く。)及び年次有給休暇並びに休職の期間

附 則

この条例は、公布の日から施行する。